

市第46号議案

横浜市一般職職員の再任用に関する条例の一部改正

横浜市一般職職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 9 月 8 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

横浜市一般職職員の再任用に関する条例（平成13年 2 月横浜市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第 152 号）附則第18条の 2 第 1 項第 1 号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第 115 号）附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月 1 日から施行する。

提 案 理 由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の制定に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市一般職職員の再任用に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市一般職職員の再任用に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

附 則

（第 1 項から第 3 項まで省略）

- 4 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号
地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）附則第 18 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する特定警察職員等である職員に対する平成 19 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における第 4 条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「65 年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（表省略）